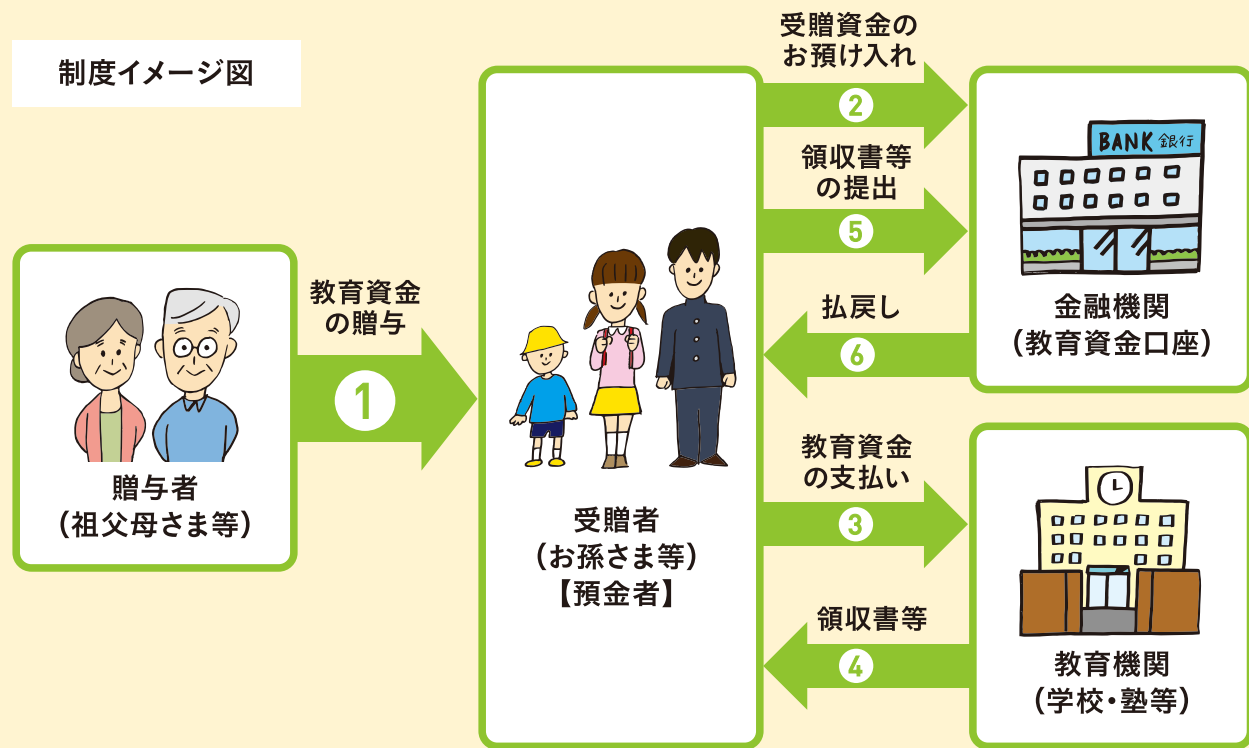


制度イメージ図



ココを押さえておきましょう!

教育資金とは、主に次の2つのものにかかる資金をいいます。

◆ 学校等に対して直接支払われるもの

- 1 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- 2 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

◆ 学校等以外に対して直接支払われるもので、社会通念上相当と認められるもの

- 3 教育(学習塾など)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- 4 スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- 5 3の役務提供又は4の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- 6 2に充てるための金銭で、学校等が必要と認めたもの(物品の販売店など)
- 7 通学定期券代、留学渡航費など

これからのお金の相談大募集!

堀先生に聞いてみたいお金に関する相談がありましたら、グッドライフへどしどしお寄せください。

ケース1

祖父母さま等より教育資金として贈与される資金は、実際に教育資金として支払われた資金のうち、お孫さま等ひとりあたり最大1500万円までが非課税となります。学校等以外の学習塾や習い事等の費用については、この1500万円の範囲内で最大500万円までが非課税となります。

なお、この贈与は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの案件が対象となります。

ポイント1

お金の流れ

費用は、お孫さま等名義の専用金融機関の口座に預け入れていただく必要があります。贈与契約後2ヶ月以内に専用口座に預け入れて頂く必要があります。

ポイント2

事務手続き

教育資金に利用したことを証明する領収書等を金融機関に提出する必要があります。領収書などは、しっかり保管しておきましょう。

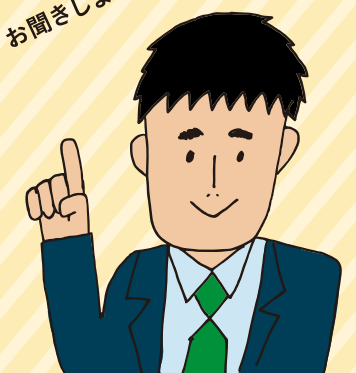
明日を賢く生きるための!

知っておきたいお金の話

教育資産の一括贈与にかかる非課税特例について

相続に関する税金の話、つまり贈与税に関しては、老後に知っておきたい税制度のひとつでしょう。実は、お孫さんへ教育資金を「一括贈与」するケースでは、一定の要件を満たしておけば、贈与税がかからないことがあります。どんなケースなのか、詳しくご紹介していきましょう。

お話を
お聞きしました!



堀公認会計士事務所
公認会計士 堀 芳郎先生
<http://horicpa.com/>